○国土交通省告示第六百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年九月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 160 Ｒ 02／00＊0005＊ 00	Ｒ160　事故情報計測・記録装置　三菱　160／ＧＮ０Ｗ―001	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第六百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年九月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0071＊ 00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　三菱 156／ＧＮ０Ｗ―001	三菱　ＧＮ０Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第六百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年九月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―3310	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＬＡＡ25 ＡＦＸＳ７	トヨタ　６ＬＡ―ＡＡＨ Ｐ45Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＴＤⅡ―107	運行記録計　ｅ―Ｔａｃｈｏ　ＮＥＴ―980	なし	株式会社ＮＰシステム開発　愛媛県松山市中央１丁目９―13

○国土交通省告示第六百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―3260	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫ Ｆ―ＶＥＴ２―４	ダイハツ　５ＢＡ―ＬＡ120Ｓ、ダイハツ　５ＢＡ―ＬＡ130Ｓ、スバル　５ＢＡ―ＬＡ120Ｆ、スバル　５ＢＡ―ＬＡ130Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊒Ｇ―3261	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫ Ｆ―ＶＥ７―４	〃	〃

○国土交通省告示第六百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｒ―18	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム ＨＴ１Ｘ―300	なし	市光工業株式会社　神奈川県伊勢原市板戸80番地

○国土交通省告示第六百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＴＤⅡ―109	運行記録計　ＲＥＳＯＮ ＡＮＴ　ｓｙｓｔｅｍｓ ＤＲＨＶ―6100	なし	Ｄ―ＴＥＧ　ジャパン株式会社　東京都港区新橋　５―８―３　代市ビル４階

○国土交通省告示第六百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＴＤⅡ―110	運行記録計　Ｄ―ＴＥＧ　ＣＲＸ3212Ｔ	なし	Ｄ―ＴＥＧ　ジャパン株式会社　東京都港区新橋　５―８―３　代市ビル４階

○国土交通省告示第六百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年十月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＴＤⅡ―108	運行記録計　ｃｌａｒｉｏｎ　ＣＦ―8000Ｔ	なし	Ｄ―ＴＥＧ　ジャパン株式会社　東京都港区新橋　５―８―３　代市ビル４階